滋賀県防犯モデルマンション

登　録　制　度

※安全で安心なマンションを審査して
「モデルマンション」として認定します。

滋賀県防犯協会・滋賀県警察
滋賀県建築士会・滋賀県防犯設備士協会

滋賀県防犯モデルマンション登録制度の概要

～平成23年10月1日受付開始～

○ 趣旨

安全で安心なまちづくりを推進する施策の一環として、マンションの新築・改築に当たり、当協会が施行主等の申請により「防犯上犯罪に遭いにくい構造・設備の基準を満たしている」と認められるマンションを「滋賀県防犯モデルマンション」として登録して、マンションにおける防犯環境を整備し、もって県民の防犯意識の高揚と犯罪の予防等に資することを目的とする制度です。

＜参考＞「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり県民条例　第16条

「犯罪の防止に留意した共同住宅」…共同住宅を設計又は建築しようとする者は、「犯罪の防止に留意した構造・設備等を有するものになるよう努めなければならない」と記載されています。

○ 概要

(1) 実施主体…公益社団法人 滋賀県防犯協会（以下「滋防協」という）

・ 共同実施機関…社団法人滋賀県建築士会、滋賀県防犯設備士協会

(2) 審査委員会…滋防協の会長より委嘱を受けた1級建築士及び防犯設備士と滋防協職員で構成する審査会で審査します。

(3) 審査基準…「滋賀県防犯モデルマンション登録審査基準」のとおりです。
なお、本基準は防犯設備の高度化により随時見直しを図ることにしています。

(4) 概要チャート図…事前相談から「申請・審査・登録」に至る流れは、別紙「滋賀県防犯モデルマンション認定制度概要」の通りです。

(5) 登録…審査基準に適合したマンションを「滋賀県防犯モデルマンション」として登録し、施工主又は管理組合にマンションに掲示できる「登録証(プレート)」を交付します。被登録者に対しては、自主的な防犯活動を推進するために遵守事項を設け、滋防協及び警察がこれを支援します。
「滋防協のホームページ」に防犯モデルマンションである旨を記載して登載し、広く県民に広報します。

(6) 事前相談手数料…一律3万円を申し受けます。但し、相談後に申請した場合は申請料金から差し引きますので、実質無料です。

(7) 申請・登録料金は下記の通りです。

住宅延床面積	審査手数料	登録料	更新料
2,000㎡未満	230,000円	1律 2万円	50,000円
2,000㎡以上2,500㎡未満	235,000円		55,000円
2,500㎡以上500㎡毎に	5,000円加算		5,000円加算

(8) 更新制度…登録後、長期にわたり防犯モデルマンションとしてレベル維持を図るため、5年毎の更新制(満了する3ヶ月前までに申請)としています。更新時には更新検査を受けるものとし、更新検査を受けない物件は「防犯モデルマンション」としての登録を取り消します。
尚、更新登録を受けると新規と同様「滋防協のホームページ」に登載します。

平成23年10月1日

滋賀県防犯モデルマンション認定制度概要

根拠　滋賀県防犯モデルマンション登録事業規則
　　滋賀県防犯モデルマンション登録審査規程

対　象
マンション 等
……3階以上の新築・既築の中高層住宅（分譲・賃貸を問わず）

事前相談 …
電話受理等により日程調整します。
相談の時点から「審査委員2人」が対応。
☆ 有料制（申請すれば実質無料）です。

申請 →→→→→→→→
1 申請書類
・ 登録申請書
・ 審査物件設計書等
2 申請時に＜審査手数料が必要＞

公益社団法人 滋賀県防犯協会
申 請 受 理

防犯モデルマンション審査委員会
・ 県一級建築士（建築）
・ 県防犯設備士（防犯設備）
・ 県防犯協会事務局職員
で構成します。
→ 公益社団法人 滋賀県防犯協会会長が審査委員を委嘱

書類 審査 →→→→→→
審査委員会
→ 県防犯モデルマンション登録事業規則及び同審査規程「認定基準」に基づき実施。
適合判定は「書類審査適合証」を交付。
☆ 滋賀県防犯協会ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに登載

現地 審査（中間、最終） →→→
→ 最終（中間）現地審査を実施（ｹｰｽﾊﾞｲｹｰｽ）

審査委員会 →→→→→→
→ 書類審査・現地審査結果をもとに審査委員会を開催。基準適合の可否を決定。
☆ 審査結果を申請者に通知します。

認定　登録 →→→→→→→→
→ 審査委員会の判定により「防犯モデルマンション」として登録。「推薦書・登録証（ﾌﾟﾚｰﾄ）」を交付、＜登録手数料が必要＞
☆ 滋賀県防犯協会ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに登載

滋賀県防犯モデルマンション
推薦書・登録証（ﾌﾟﾚｰﾄ）交付
☆ 5年更新制とします→→
→ 登録後、5年を経過する物件について、満了の3ヶ月前までに、更新申請を受けます。（有料制）

防犯モデルマンション登録者の遵守事項

○ 公益社団法人 滋賀県防犯協会等が行う同マンションに関する調査に協力すること。
○ マンション居住者による自主的な防犯活動が行われるよう努めること。
○ 本委員会が実施する防犯活動に際し、可能な範囲内において協力すること。
○ 火災・災害等による損壊等、その機能に変更があった時は速やかに届出すること。

防犯モデルマンション事前相談受理簿

（※の部分について記入の上、ご提出願います。）

相談担当審査委員　建築士会、滋防設、事務局

	１　申請番号	年　　号
	２　事前相談の日時	
	３　事前相談の場所	
※	４　相談者（今後の担当者名）	
	電話番号、FAX 番号	
	５　申請年月日	
※	６　申請者名	
※	７　マンション名	
※	８　所在地	
※	９　分譲賃貸の別	
※	１０　地上、地下の階数	
※	１１　居室の数	
※	１２　建築確認番号	
※	１３　同確認年月日	
※	１４　着工年月日	
※	１５　完成（竣工）予定	
※	１６　敷地総面積	
※	１７　床延総面積	
	１８　審査手数料	
※	１９　建設業者名、電話番号	
※	２０　防犯機器設置業者、電話番号	
	２１　相談内容等	
	別紙のとおり	

防犯モデルマンション　～書類審査用必要書類・図面等～			確　認
（申請者用）	「滋賀県防犯モデルマンション認定基準チェック表」		
建築関係	全　体	付近見取図	
		隣接建物との離隔距離等がわかる略図・図面等	
		設計概要・面積表	
		建築平面図 *地下・屋上・伏屋根を含む各階分	
		*1階についてはセキュリティーラインを赤線で表示したもの	
		立面図	
		断面図	
		外構平面図	
		玄関ホール展開図	
		建具キープラン	
		建具リスト	
	エレベーター	仕様書	
	錠　前	姿図と仕様書 （住戸の玄関扉・管理人室扉・共用出入口扉等）	
設備関連	照　明	照明器具姿図	
		伝統設備系統図	
		電灯設平面図（各階）	
		審査項目部位の照度分布図	
		・共用玄関・メールコーナー・宅配ボックス	
		・共用玄関・メールコーナー・宅配ボックス	
		・エレベーターホール	
		・エレベーターかご内	
		・共用廊下・共用階段	
		・自転車置場・駐車場	
		・通路	
	インターホン	集合インターホン姿図（仕様含む）	
		集合インターホン系統図	
		集合インターホン平面図	
		*住戸のインターホンから非常通報が為された場合の対応についての警備契約図又はセキュリティーシステム説明書面等	
	防犯カメラ	テレビ監視設備姿図（仕様含む）	
		・カメラ配置予定図（平面図にカメラの位置を赤で記入）	
		・レコーダー（デジタル式）	
		・モニターテレビ	
		テレビ監視設備系統図	
		テレビ監視設備平面図（設置階）	

※青色部分については事前相談日に必ず提出してください。

※上記の他は、必要に応じて隣接建物との「重ね合わせ図」などの提出を求める場合があります。

滋賀県防犯モデルマンション登録申請に伴う重要事項確認書

私儀、この度防犯モデルマンション仮称「　　」を
申請するにあたり、以下の重要事項について確認しましたので本書を提出します。

記

1　「滋賀県防犯モデルマンション登録制度」資料に記載されている制度概要・申請手数料・登録料・認定基準等に関する趣旨や規程等をよく理解し、認定基準等を遵守「認定基準チェック表」にチェックを入れて確認）したうえで申請を行うこと。

2　「事前相談料」は有料（一律３０，０００円）であるが、相談後に「申請」した場合には審査手数料から差し引くので実質「無料」になる。 但し、申請後に申請者(代理人を含む。)の都合により審査を取り下げた場合には、規定に基づき審査手数料の返還は行わないこと。

3　①申請に当たっては、原則として設計段階において事前相談を受けた上で、申請に必要な書類をバインダー綴りなどにして２部提出して申請を行うこと。

②設計段階を過ぎ工事が行われている状態で申請を行う場合には、審査期間が最低でも３ヶ月以上ある状態で申請を行うこと。やむなく審査期間が３ヶ月に満たない状態で申請を行う場合においては、事前相談や現地審査(中間検査)において審査委員等から指導を受けた必要な対策についてはすべて受諾し履行すること。

③提出した申請書類については、２名の担当審査委員がメモ等を行うため登録後の備忘録として事務局で保管するので返却はしないこと。

4　申請後は、２名の担当審査委員とよく連絡を取り合いお互い齟齬のないように努め、期間内に審査が終了し「登録」できるように協力すること。

5　登録時に提出する「誓約書」(別紙)については、マンション販売完了後に所有権が管理組合等に移行する場合であっても、防犯マンションとして販売を行った責任上、原則として申請者が提出すること。やむを得ない場合は、その趣旨を管理組合等によく説明したうえで管理組合のいずれかにより作成して提出をすること。

平成　　年　　月　　日

公益社団法人 滋賀県防犯協会
会　長　　中　嶋　武　嗣　　殿

申請者(又は代理人)
社　名
氏　名　　印

（電　話　　）

様式第３号

滋賀県防犯モデルマンション審査・登録・更新申請書

下記のとおり滋賀県防犯モデルマンションの審査・登録・更新を申請します。

平成　　年　　月　　日

公益社団法人 滋賀県防犯協会会長　　殿

申 請 者　　印

申請者	会社名等	
	代表者名	
	所在地	(TEL　　)
申請物件	マンション名	
	所在地	
	分譲・賃貸等	分譲　賃貸　新築　既存
	全戸数	階建て　戸
	法定延床面積	㎡
	竣工(予定)年月日	平成　　年　　月　　日
	管理組合概要	
添付書類	※「滋賀県防犯モデルマンション認定基準」チェック表(申請者用) ※　審査物件設計書 ※　審査物件周辺図 ※　その他	
備考		

様式第７号

誓　　約　　書

私は、公益社団法人 滋賀県防犯協会が推進している滋賀県防犯モデルマンションの登録を受けるに際し、下記の事項を理解するとともに、誠実に遵守、履行することを誓約いたします。

記

1　公益社団法人 滋賀県防犯協会が推進する滋賀県防犯モデルマンションは、犯罪が発生しないことを保証するものではなく、犯罪等の防止に配慮した構造、設備等を有する共同住宅の普及を促進し、もって安全・安心なまちづくりの推進に寄与するものであること。
2　マンション購入者等に対して、上記１及び滋賀県防犯モデルマンション認定基準並びに登録の有効期間について十分説明すること。
3　防犯モデルマンションに関する調査に協力すること。
4　マンション管理者、居住者等による自主的な防犯活動の推進及び防犯設備等の維持向上が行われるよう努めること。
5　本会が実施する各種の防犯活動に際し、可能な範囲内において協力すること。
6　登録マンションに関し、火災による焼失、災害等による損壊、その他設備の改変等、その設備及び機能に変更があったときは、速やかに届け出ること。
7　交付された書類審査適合証、推薦書、登録証を適正に保管、管理すること。
8　防犯カメラの設置に当たっては、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づく、「防犯カメラの運用に関する指針」に準じて設置すること。

公益社団法人 滋賀県防犯協会
会 長　　中　嶋　武　嗣　　殿

平成　　年　　月　　日

住　所

申請者　　印

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

私儀、次の者

代理人の住所（法人所在地）

代理人の氏名（法人名）

印

（電話　　FAX.　　）

を代理人と定め下記に関する権限を委任します。

記

1　委任事項

申 請 地

申請マンション名

上記物件の「防犯モデルマンション認定・登録・更新」に関する申請（届出）・訂正・認定証及び標章の受領等に関する一切の権限

2　委任年月日及び委任者

委任者の住所（法人所在地）

委任者の氏名（法人名）

印

（電話　　FAX.　　）